

別表 1 (第 7 章関係)

●学齢児以上対象 ▲3歳以上対象 ○全て対象 ■難病患者対象者

区分	児	者	種 目	性 能	要 件	基準額 (耐用年数)
介護訓練支援用具		○	特殊寝台	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	①下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 ②寝たきりの状態にある難病患者	154,000 円 (8 年)
	▲	○	特殊マット	失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	①常時介助を要する下肢又は体幹機能障害 1 級の者 ②常時介助を要する下肢又は体幹機能障害 2 級以上の児 ③常時介助を要する療育手帳 A の者(児含む) ④寝たきりの状態にある難病患者	19,600 円 (5 年)
	▲	○		褥瘡防止用		褥瘡を防止できる機能を有するもので、空気圧・水圧・ウレタンフォーム等により体圧を分散させるもの
	●	○	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	①常時介助を要する下肢又は体幹機能障害 1 級の者(児含む) ②自力で排尿できない難病患者	67,000 円 (5 年)
	○	○	入浴担架	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	入浴に当たって家族等他人の介助を要する下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者(児含む)	82,400 円 (5 年)
	▲	○	体位変換器	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	①下着交換等に当たって家族等の介助を要する下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者(児含む) ②寝たきりの状態にある難病患者	15,000 円 (5 年)
	▲	○	移動用リフト	介助者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	①下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者(児含む) ②下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	159,000 円 (4 年)
	▲		訓練いす	テーブルが付属しているもの	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の児	33,100 円 (5 年)
	●		訓練用ベッド	腕、脚等の訓練ができる器具を備えたもの	①下肢又は体幹機能障害 2 級以上の児 ②下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	159,200 円 (8 年)

区分	児	者	種 目	性 能	要 件	基準額 (耐用年数)	
自立生活支援用具	○	○	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	①入浴に介助を要する下肢又は体幹機能障害の者(児含む) ②入浴に介助を要する難病患者	90,000円 (8年)	
	●	○	便器	対象者が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	①下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児含む) ②常時介護を要する難病患者	4,450円 (8年)	
	●	○	T字状・棒状の杖	木材	主体は木材で十分な強度を有し、外装はニス塗装であるもの	杖を使用することにより歩行機能が補完される下肢又は体幹機能障害の者(児含む)	2,200円 (3年) 夜光材:410円 全面:1,200円 外装白色・黄色 ラッカー:260円 増し
				軽金属	主体は軽金属で、外装は塗装なしのもの		3,000円 (3年) オプション同上
	▲	○	移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手摺り、スロープ等であること ①対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	家庭内の移動等において介助を必要とする平衡機能若しくは下肢又は体幹機能障害の者(児含む)	60,000円 (8年)	
	○	○	頭部保護帽	保護帽A	ヘルメット型で、転倒時に頭部を保護できる性能を有し、スポンジ、革を主材料にしたもの	①てんかん発作等により頻繁に転倒する平衡機能若しくは下肢又は体幹機能障害の者(児含む) ②てんかん発作等により頻繁に転倒する療育手帳Aの者(児含む) ③てんかん発作等により頻繁に転倒する精神障害者保健福祉手帳1級の者(児含む)	15,200円 (3年) 既製品は12,160円以内の額
				保護帽B	ヘルメット型で、転倒時に頭部を保護できる性能を有し、スポンジ、革、プラスチックを主材料にしたもの		36,750円 (3年) 既製品は29,400円以内の額

区分	児	者	種 目	性 能	要 件	基準額 (耐用年数)
自立生活支援用具	●	○	特殊便器	足踏みペダルで温水温風を出し得るもので、介助者が容易に使用し得るものただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	①訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な上肢障害 2 級以上の者(児含む) ②訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な療育手帳 A の者(児含む) ③上肢機能に障害のある難病患者	151,200 円 (8 年)
	○	○	火災警報器	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発して屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	①火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害 2 級以上の者(児含む)(その世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) ②火災発生の感知及び避難が著しく困難な療育手帳 A の者(児含む)(その世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	15,500 円 (8 年) 1世帯につき 2 台が限度
	●	○	自動消火器	屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	①火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害 2 級以上の者(児含む)(その世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) ②火災発生の感知及び避難が著しく困難な療育手帳 A の者(児含む)(その世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) ③火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者(その世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	28,700 円 (8 年)
	○	○	電磁調理器	対象者が容易に使用し得るもの	①視覚障害 2 級以上の者(その世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。) ②療育手帳 A の者(その世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	41,000 円 (6 年)
	●	○	歩行時間延長信号機用小型送信機	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害 2 級以上の者(児含む)	7,000 円 (10 年)
	○	○	聴覚障害者用屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚障害 2 級の者(児含む)(その世帯が障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	87,400 円 (10 年)

区分	児	者	種 目	性 能	要 件	基準額 (耐用年数)
自立生活支援用具	○	○	視覚障害者用誘導装置	音声による目的物(位置)等の確認が可能となるもの	視覚障がい者(児含む)のうち、音声による誘導を必要とする人	56,000円 (10年)
	○	○	携帯用信号装置	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図(呼出し)が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの	聴覚障がい者(児含む)のうち、視覚・触覚によらなければ呼び出し等に応じることができない人	18,000円 (10年)
	○	○	トイレチェア	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの	頸髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない者(児含む)	81,000円 (8年)
	○	○	車椅子用段差昇降機	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態、昇降が可能なもの	常時車椅子を使用する身体に障害のある者(児含む)	260,000円 (8年)
在宅療養等支援	▲	○	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	自己連続携行式腹膜灌流(CAPD)による透析療法を行う腎臓機能障害3級以上の者(含む)	51,500円 (5年)
	○	○	ネブライザー(吸入器)	対象者が容易に使用し得るもの	①呼吸器機能障害3級以上の者(児含む)又は、これと同程度の身体障害があつて装置の使用が必要と認められる者(児含む) ②呼吸器機能に障害がある難病患者	36,000円 (5年)
	○	○	電気式たん吸引器	対象者が容易に使用し得るもの	①呼吸器機能障害3級以上の者(児含む)又は、これと同程度の身体障害があつて装置の使用が必要と認められる者(児含む) ②呼吸器機能に障害がある難病患者	56,400円 (5年)
	○	○	酸素ボンベ運搬車	対象者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う障害のある者(児含む)	17,000円 (10年)
	●	○	盲人用体温計(音声式)	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害2級以上の者(児含む)(その世帯が障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	9,000円 (5年)

区分	児	者	種 目	性 能	要 件	基準額 (耐用年数)
在宅療養等支援		○	盲人用体重計	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害 2 級以上の者(その世帯が障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	18,000 円 (5 年)
	○	○	盲人用血圧計	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害 2 級以上の者(児含む)であって、血圧の管理が必要な人(その世帯が障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	15,000 円 (5 年)
	○	○	パルスオキシメーター	対象者が容易に使用し得るもの	①呼吸器機能障害 3 級以上の者(児含む)又は、これと同程度の身体障害があつて装置の使用が必要と認められる者(児含む) ②人工呼吸器の装着が必要な難病患者	157,500 円 (5 年)
	○	○	人工呼吸器用発電機又は外部バッテリー	対象者は介助者が容易に使用し得るもの	在宅で人工呼吸器、吸引器、電気式たん吸引器、ネブライザー(吸入器)のいずれかを使用している呼吸器機能障害 3 級以上の者(児含む)又は、これと同程度の身体障害があつて装置の使用が必要と認められる者(児含む)	100,000 円 (5 年)
情報・意思疎通支援	○	○	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	音声機能若しくは言語機能又は肢体不自由であつて、発声・発語に著しい障害を有する者(児含む)	98,800 円 (5 年)
	●	○	情報・通信支援用具	障がいがあることにより必要となる周辺機器やソフト等であり、対象者が容易に使用し得るもの	①周辺機器を利用しなければパソコンの使用が困難な上肢機能障害 2 級以上の者(児含む) ②情報取得手段として音声による読み上げ等が必要な視覚障害 2 級以上の者(児含む)	67,000 円 (6 年)
		○	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級以上の者(児含む)であつて、必要と認められる人	383,500 円 (6 年)
	○	○	点字タイプライター	対象者が容易に使用し得るもの	就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者(児含む)で、視覚障害 2 級以上の人	63,100 円 (5 年)
	●	○	点字器	標準型 A	点字用紙固定板、定規及び点筆を有し、32 マス 18 行の両面書真鍮板製であるもの	視覚障害 2 級以上の者(児含む)
	標準型 B	32 マス 18 行の両面書プラスチック製であるもの		6,600 円 (7 年)		

区分	児	者	種 目	性 能	要 件	基準額 (耐用年数)	
情報・意思疎通支援	●	○	点 字 器	携帯用 A	点字用紙固定板、 定規及び点筆を有 し、32マス4行の片 面書アルミニウム 製であるもの	視覚障害 2 級以上の者(児含 む)	7,200 円 (5 年)
				携帯用 B	32 マス12 行の片面 書プラスチック製で あるもの		1,650 円 (5 年)
	●	○	視 覚 障 害 者 用 ポ ー タ ブ ル レ コー ダー	録音再生	音声等により操作ボ タンが知覚又は認 識でき、かつ、 DAISY 方式による 録音並びに当該方 式により録音された 図書の再生が可能 な製品であって、対 象者が容易に使用 し得るもの。	視覚障害 2 級以上の者(児含 む)	85,000 円 (6 年)
				再生専用	音声等により操作ボ タンが知覚又は認 識でき、かつ、 DAISY 方式による 録音された図書の 再生が可能な製品 であって、対象者が 容易に使用し得るも の。		35,000 円 (6 年)
	●	○	視 覚 障 害 者 等 用 活 字 文 書 読 上 げ 装 置	文字情報を同一紙 面上に記載された 当該文字情報を暗 号化した情報を読 み取り、音声信号に 変換して出力する 機能を有するもの で、対象者が容易 に使用し得るもの。	装置の使用により音声等により 紙面上の情報を得ることが可能 になる者のうち ①視覚障害 2 級以上の者(児含 む)又は上肢機能障害 2 級以 上の者(児含む) ②読字障害のある者(児含む)	99,800 円 (6 年)	
	○	○	視 覚 障 害 者 等 用 拡 大 読 書 器	画像入力装置を読 みたいもの(印刷物 等)の上に置くこ とで、簡単に拡大さ れた画像(文字等)を モニターに映し出せる もの	装置の使用により文字等を読 むことが可能になる者のうち ①視覚障がいのある者(児含 む)又は上肢機能障害 2 級 以上の者(児含む) ②読字障害のある者(児含む)	198,000 円 (8 年)	
	/	○	盲 人 用 時 計	触読	対象者が容易に使 用し得るもの	視覚障害 2 級以上の者	10,300 円 (10 年)
				音声		視覚障害 2 級以上であって、手 指の触覚に障害がある等のた め触読式時計の使用が困難な 者	13,300 円 (10 年)

区分	児	者	種 目	性 能	要 件	基準額 (耐用年数)	
情報・意思疎通支援	○	○	聴覚障害者用 通信装置	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、対象者が容易に使用し得るもの	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として装置の使用が必要と認められる聴覚障害又は発声・発語に著しい障害がある者(児含む)	71,000 円 (5 年)	
	○	○	聴覚障害者用 情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、災害時の聴覚障害向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	装置の使用によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害のある者(児含む)	88,900 円 (6 年)	
	○	○	人工 喉頭	笛式	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	咽頭摘出した者(児含む)	5,000 円 (4 年) 気管カニューレ付 3,100 円 増し
	●	○		電動式	顎下部等にあてた電動版を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池又は充電器を含む。)	職業上又は学校教育上、真に必要と認められる咽頭摘出した者(児含む)	70,100 円 (5 年)
	●	○	視覚障害者用 ワードプロセッサ ー(共同利用)	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書が作成及び音声化ができるもの	視覚障害のある者(児含む)	1,030,000 円 (耐用年数無)	
	○	○	視覚障害者等 用図書	点字図書、大活字図書、DAISY 図書のいずれか。月間や週間で発行される雑誌を除く。	①視覚障害のある者(児含む) 又は上肢機能障害2級以上の者(児含む) ②読字障害がある者(児含む)	年間 6 タイトル又は 24 冊 (耐用年数無)	
	○	○	文字放送ラジオ	FM 文字多重放送の受信が可能なもの	文字による情報を必要とする聴覚障害のある者(児含む)	23,000 円 (5 年)	

区分	児	者	種 目	性 能	要 件	基準額 (耐用年数)	
排泄管理支援用具	▲	○	スト マ 装 具	蓄便袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋であって、ラテックス製又はプラスチックフィルム製であるもの	腸管の切除によって肛門からの排便が困難となり腹部に人工肛門を設け排泄を行っている者(児含む)	8,600 円 必要に応じて6 か月まで一括給付可能
	▲	○		蓄尿袋	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋であって、尿処理用のキャップが付いており、ラテックス製又はプラスチックフィルム製であるもの	膀胱の切除によって膀胱からの排尿が困難となり腹部に人工膀胱を設け排泄を行っている者(児含む)	11,300 円 必要に応じて6 か月まで一括給付可能
	▲	○		紙おむつ	介助者が容易に使用し得るもの	①脳原性運動機能障害2級以上の者(児含む) ②脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難で必要性があると認められる者(児含む) ③治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者(児含む) ④先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者(児含む) ⑤先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある者(児含む)	12,000 円 必要に応じて6 か月まで一括給付可能
	▲	○	収 尿 器	男子用 A (普通型)	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を有し、ラテックス製又はゴム製であるもの	脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、自分の意思での排尿コントロールが困難で必要性があると認められる者(児含む)	7,700 円 (1年)
				男子用 B (簡易型)			5,700 円 (1年)
				女子用 A (普通型)	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置及び耐久性ゴム製採尿袋を有するもの		8,500 円 (1年)
				女子用 B (簡易型)	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置及びポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管を有するもの。採尿袋 20 枚を 1 組とする		5,900 円 (1年)

区分	児	者	種 目	性 能	要 件	基準額 (耐用年数)
住宅改修費	●	○	居宅生活動作補助用具	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	①下肢又は体幹機能障害を有し、障害等級 3 級以上の者(児含む)(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害 2 級以上の者(児含む)) ②下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者	200,000 円 (生涯 1 回)

備考

- 1 基準額は、消費税又は消費税相当分を含む。
- 2 脳性麻痺等脳原性運動機能障害の移動機能障害については、下肢又は体幹機能障害と読み替えることができるものとする。ただし、下肢又は体幹機能障害を脳性麻痺等脳原性運動機能障害の移動機能障害と読み替えることはできない。
- 3 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 4 情報・通信支援用具とは、障がいのある人向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト等のことをいう。